

# JAS構造材の 調達費用を 助成します



## 令和4年4月11日 受付開始!

### 全木連助成事業

#### 令和4年度JAS構造材実証支援事業

1. 内容 低層の戸建て住宅を除く建築物(施主が国以外)の実証的取組みに対し、構造材の調達費用の一部を助成
2. 対象物件
  - ・建築主が国でないもの、また、国からの助成金等をうけていないこと。
  - ・3階以下の戸建ての住居専用住宅及び事業用併用住宅でないもの。
  - ・建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体等からの補助・助成を受けていない建築物(地方公共団体の財源による単独事業の助成は可)。
  - ・新築、増改築する助成対象床面積が10㎡を超えるもの。
  - ・宗教、風俗営業に関係していないもの。
  - ・実証成果を林野庁等が無償で活用し公表できることを建築主が同意したもの。 \*公募要領などの詳細はJAS構造材実証支援サイトで
3. 支援対象  
建築事業者(JAS構造材活用拡大宣言事業者)
4. 採択要件 次のうち、1つ以上のJAS構造材を使用すること
  - ・機械等級製材を構造部の柱、梁桁(含むトラス)、土台に使用すること。乾燥処理された表示がされている目視等級区分構造用製材については、「機械等級製材」が「JAS構造材」と区分された場合のみ「JAS構造材」として扱います。(目視等級製材を単独で「JAS構造材」とすることはできません。)
  - ・2×4製材、CLT、構造用集成材ほかを柱、壁、床、屋根などに使用すること。
5. 助成金額
  - ・構造用製材、2×4製材、構造用集成材、構造用LVL  
**1㎡当たり 66,000円**
  - ・CLT **1㎡当たり 140,000円**
6. 事業申請期限 **令和4年5月25日まで** (1次募集)

### 鳥取県補助事業

#### 令和4年度鳥取県 非住宅木造建築拡大推進事業

1. 内容 県産材を使用した非住宅の新築、増築若しくは改築に助成
2. 対象物件  
全木連助成事業(JAS構造材実証支援事業)に準じる。  
\*建築主が、国、県、市町村であるもの及び住宅を除く
3. 支援対象  
建築主、設計者、施工者  
\*設計者、施工者が補助金の受領する場合は、建築主の承認が必要
4. 採択要件
  - ・県産材を構造材に10㎡以上使用すること。
  - ・写真の提供、ホームページの掲載、とっとりカーボンストレージの認証に係る申請、その他県産材の普及活動に協力すること。
  - ・県内建築業者が建築基準法等関係法令等を遵守し施工されたものであること。
  - ・実施計画の承認を受けてから着手(木材の発注)するものであること。
  - ・その他全木連助成事業(JAS構造材実証支援事業)の要件に準ずること。
5. 助成金額 **県産材1㎡当たり 45,000円**  
\*上限補助金額135万円(30㎡)/件
6. 実施計画申請期限 **令和5年2月14日まで** (\*予算の範囲内)

お問い合わせ先 / **鳥取県木材協同組合連合会**

TEL.0858-71-0524 FAX.0858-71-0529

<https://www.tottori-kenmokuren.net>